

中川村農業施策に関する意見書

令和3年7月28日

中川村農業委員会

中川村長 宮下健彦 様

貴職におかれましては、当村の農業振興に積極的に取り組まれるとともに、農業委員会の活動に多大なるご理解ご協力を頂いていることに対し、厚く感謝申し上げます。

さて、村の農業は認定農業者や農業法人などの担い手を始め、大多数の兼業農業者によって支えられています。農業者の高齢化、中心的農業の担い手減少、遊休農地の増加、気候変動による災害の増加など農業を取り巻く環境は年々厳しい状況となっています。

このような状況を少しでも解決する方策として、「将来を担う若い農業経営者」「新たな次世代農業担い手」等の人材教育指導の充実が必要であると考えます。また、国が提唱している「実質化された人・農地プラン」を作成し、地域課題を農業者同士で認識を共有するための行動が急務です。

一方、中川村にて就農を目指すU・Iターンによる新規就農者も僅かではありますが増えており、6次産業につなげようとする農業者や、農業者同士の交流により当村に魅力を感じ移住し新規就農するケースも出ています。

また、今年度から新たにスタートした農業観光交流センターの役割は、村の主力産業の農業を村内外に向け幅広くPRすると同時に、将来を担う農業経営者を育てる重要な業務を託されていると思います。

このような環境の中、中川村農業委員会では地域農業の牽引役として農業関係法令に従い関係機関と一体となり、農業の抱える諸問題に積極的に取り組み地域農業の活性化に向けて引き続き邁進する所存であります。

平成30年から始まった21期農業委員会では、特に若い農業経営者との意見交換を重ね、農業の抱える問題を解決すると同時に更に魅力あるものにすべく意見書を作成いたしました。村の農業振興施策に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、意見いたします。

令和3年7月28日

中川村農業委員会 会長 米山 清比古

1. 担い手農業者への支援

(1) 担い手への農地集積の支援

農業経営の規模の拡大を図るためには、農地の集団化を図り効率的に耕作ができるようにする必要があります。特に南向地区にあっては、担い手が経営する樹園地が分散しており非効率となっている現状があります。農地集積を推進するために、個々ではなく地域単位での農地集約のための話し合いを推進することはもとより、貸し手と借り手の双方の負担を軽減し、地域の実態にあった支援策を講じられたい。

(2) 機械・施設導入等の支援の強化

農業の規模拡大や生産効率化に向けて、担い手農業者の機械や施設の導入に対する補助については、現在も国や村の補助制度が整備されているものの、まだ十分とは言えません。より一層の支援の強化を講じられたい。

(3) 畦畔管理への支援強化

畦畔管理については担い手への農地集積に大きな影響を及ぼしています。負担軽減のためには、地主が草刈りを行うなど、借り手だけに任せない申し合わせ事項を全域的に整備することや、畦畔管理の組織設立等が必要です。また、新たな管理方法の研究やリモコン草刈機の導入に対する補助など積極的な支援策を講じられたい。

(4) 労働力確保の取組

農業経営者の多くが農作業補助の労働力として利用しているシルバー人材センターは、働き手が不足しており、農繁期に需要が重なると農家同士で人材の取り合いとなっている現状があります。農福連携や建設業者の閑散期を利用した人材の活用なども含め、農家の労働力確保のための支援策を講じられたい。

2. 新規就農者への支援

(1) ほ場・住宅等取得のための支援強化

近年は親元就農以外の新規就農希望者が増えているものの、ほ場はもとより作業所や倉庫といった農業用施設や住宅の確保が大きな障壁となっています。新規就農者のためのほ場や農業用施設をセットにした村営農家住宅を整備するなど、定住促進強化も含めた施策を講じられたい。

(2) 補助制度の継続

農業次世代人材投資事業は、新たに農業を始める方にとって大きな支えとなっ

ており、今後も新規就農者の確保に欠かせない補助事業だと考えます。農業委員会としても令和2年度には国会議員へ本補助事業の重要性と予算確保を訴えました。今後も担い手となる新規就農者の確保を進めるため、国への継続的な予算措置と支援策の拡充を訴えられたい。また、補助事業である以上、妥当性を示すためにも村段階における補助対象者の審査については厳に行うこと。

(3) リタイア農家・後継者への支援

果樹農家を中心に、高齢で後継者がおらず、まだ利用価値のある果樹を伐採してしまう例や、管理できなくなったほ場が荒れて周囲へ悪影響が出る例が増えています。リタイア予定のある農家の情報収集や、受け入れられにくい第3者へほ場や施設等を引き継いだ場合の奨励金制度など、スムーズに後継者へ引き継ぐための制度を整備されたい。

3. 遊休農地の発生防止・解消に対する支援

(1) スマート農業に対する推進支援

多くの農家にとって大きな負担となる草刈り管理の省力化を図るため、先端技術を活用した無人草刈機やリモコン草刈機等のスマート農業の導入を図られたい。

(2) 荒廃農地再生のための支援

高齢化、後継者不足などにより荒廃化した農地の有効活用を促進するため、村単独事業の農地再生支援事業は毎年利用され、荒廃農地解消と担い手のほ場確保に成果を上げています。更なる利用のため、補助率のかさ上げと予算確保を講じられたい。

4. 農業観光交流センターの活用

(1) 農業者のための事業整備

担い手農業者との意見交換の中でも、ほとんどの農業者から意見されるなど、農業者が農業観光交流センターに寄せる期待は大きなものとなっています。農業者にとって有益な施設になるよう、交流センターにおいて下記事業を整備されたい。

- ①個人では難しい農家のためのホームページ作成、各農家から農産物を取りまとめ大口の取引先へ販売するなど、農家のための農産物の販路確保の取組
- ②農業委員会と連携し、空き農地の情報を一括して取りまとめ、農業者へ調整・配分する取組
- ③ホームページやSNSを利用した村の農業者や農産物のPR

5. その他

(1) 小規模経営の農業者への支援

村内の農地維持においては、大規模農家はもちろんのこと、兼業農家を始めとする小規模経営の農業者によるところが大きな割合を占めています。そうした国県補助事業の要件にも該当しない、小規模経営ながらも長期間の営農継続に意欲のある農家やシニア世代の新規就農者に対し、村独自に農業用施設や機械の導入、更新等を支援する助成制度を創設されたい。

(2) 事務局体制の強化

平成29年の法改正により「農地の利用の最適化の推進」が農業委員会の新たな必須業務として位置づけられ、農業委員会業務が多様化・複雑化しており、サポートする事務局の果たすべき役割と業務量は大きくなりつつあります。また、耕作放棄地や所有者不明農地についても年々深刻さを増しており、対応如何では荒廃化や集落営農の効率性に大きく影響します。以上のことから農業委員会事務局と村部局も含めた農政執行体制の整備を図られたい。

以上